

四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例

四街道市水道事業給水条例（昭和５６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が都道府県、他の市町村等の水道事業者（法第３条第５項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は都道府県、他の市町村等の水道事業者が法第１６条の２第１項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。